

大蔵村役場新庁舎整備基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル審査  
委員会設置要綱

令和5年12月19日

要綱第99号

第1条 大蔵村役場新庁舎整備基本設計・実施設計業務について、公募型プロポーザル方式により設計業者を決定するため、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、提出された提案書を審査して最優秀提案者、優秀提案者を選定し、村長に報告するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

（1）大蔵村副村長

（2）大蔵村教育長

（3）大蔵村行政職員

（4）学識経験者その他村長が適当と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を各1人を置き、委員の互選により選任する。

4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、非公開とする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

（評価方法）

第5条 最優秀提案者及び優秀提案者の選定は、プロポーザル参加者から提出された提案書の内容審査及びヒアリング審査の結果により評価する。

2 最優秀提案者及び優秀提案者は、プロポーザル評価表を参考に審査委員全員の総合的な合議により決する。

(守秘義務等)

第6条 委員会の委員は、会議の内容等職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いたのちも同様とする。

(中立の保持)

第7条 委員会の委員は、このプロポーザルに参加している者に対して、特定の者に利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

2 委員は、在任中は直接間接を問わず、プロポーザルに参加する者の役員となり、又は関連する職務に従事してはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、大蔵村総務課に置く。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、事務所掌が終了するまでの間とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

2 第1回の委員会は、第4条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、当該業務に係る委託契約が締結された日の翌日にその効力を失う。